

佐久市子ども・子育て支援拠点施設運営検討有識者会議設置要領

(設置)

第1条 佐久市子ども・子育て支援拠点施設（以下「本施設」という。）の運営のあり方を検討するに当たり、必要な手法や体制等に関し、児童福祉及び母子保健分野の関係者（以下「関係者等」という。）の意見を幅広く反映させるため、佐久市子ども・子育て支援拠点施設運営検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 有識者会議は、本施設の運営のあり方として必要な手法や体制等に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、関係者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(会長)

第5条 有識者会議に、会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。